

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問02（個）第2号）

第1 審査会の結論

- 1 広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報の一部を不開示とした決定は、妥当である。
- 2 実施機関が本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和2年1月6日付けで、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、「乗車積載方法違反・運転者の視野を妨害する積載」とする経緯・判断の問題に関して、「8月3日付と9月10付で《公開質問》等とする標記の件に係る対応がない中で、どのような法的根拠ならびに規定・基準・規程等によって、なぜ6000円の交通反則告知書なのか、などの疑問等を解消すべく法に基づき《情報公開請求・個人情報開示請求》」するとして、次の保有個人情報の開示の請求（原文ママ）を行った。（以下（1）の請求を「本件請求1」、（2）の請求を「本件請求2」、（3）の請求を「本件請求3」、（4）の請求を「本件請求4」、（5）の請求を「本件請求5」、（6）の請求を「本件請求6」、（7）の請求を「本件請求7」、（8）の請求を「本件請求8」といい、本件請求1から本件請求8までの請求を「本件請求」と総称する。）

- （1）どのような通報による出動であったか、どのような作為・目的のある初動であったか、そのきっかけとなった動機・経緯等の分る公文書等（「公開できない」とするなら、なぜか）
- （2）首相・安倍晋三らを支援し掲示物に反対する内容・通報であったとするなら「今の政権を守る仕事もある」とする言説に符号するが、「政治的な掲示物だから問題にしている訳ではない」といえる論拠・根拠の分る公文書等（なぜ、7人もの警察官による対応が必要であったか）
- （3）「フロントの前に段ボールを積載」であるとして違反にしてい

るが、どのような「縦」「横」の大きさ（縦何センチ，横何センチ以上）であれば「交通妨害である」とする判断基準の分る資料等（商売に係る「段ボールを積載」を見逃す反面，なぜ「交通妨害」なのか）

- (4) 運転者本人がどのように『交通妨害をしていない』『運転には支障はない』などとして反論・訴えをしても，決して理解と納得をさせようとしない，その言い分を聞き入れない，絶対に取り締りは正しい，などと一方的・抑圧的に対応し判断・解釈できるとする根拠の分る資料等
- (5) 廿日市警察署管内では同じものを掲げていても違反の対象にならなかった事案を，なぜ広島西警察署管内では違反になるのか，などとする不信・疑問・疑念を払拭できる資料等
- (6) 掲示物の内容，すなわち『首相・安倍晋三ヨ違憲・イケン』とした政治的問題と係りのない処分であることの分る資料等（「政権を守る」立場だからこそ，そこに作為が働いた？）
- (7) この事案に係り，なぜ7人もの交通違反担当者が取り囲むことができるのか，その対応等に係り刑事的抑圧・社会的制裁による精神的打撃への緩和への配慮事項などの分る資料等
- (8) この事案に係り，聴取が終わっても，車全体の隅から隅まで調べることができる論拠・根拠の分る資料等（「処分ありき」を前提だから，単なる交通指導では済まされなかった？）

2 本件請求に対する決定

(1) 本件請求1について

実施機関は，本件請求1に対し，対象となる保有個人情報として，令和〇年〇月〇日付け警察署通信室処理票（指令番号：〇〇）（以下「本件対象文書」という。）を特定し，条例第14条第3号，第5号及び第7号に該当する情報が記載されていることを理由に自己情報部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い，令和2年2月5日付けで審査請求人に通知した。

(2) 本件請求2から本件請求8までについて

実施機関は，本件請求2から本件請求8までに対し，対象となる保有個人情報を作成又は取得していないため，不存在を理由とする自己情報不開示決定（以下本件請求2に対する決定を「本件

処分 2」，本件請求 3 に対する決定を「本件処分 3」，本件請求 4 に対する決定を「本件処分 4」，本件請求 5 に対する決定を「本件処分 5」，本件請求 6 に対する決定を「本件処分 6」，本件請求 7 に対する決定を「本件処分 7」，本件請求 8 に対する決定を「本件処分 8」といい，本件処分 1 から本件処分 8 までを総称して「本件処分」という。) を行い，それぞれ令和 2 年 2 月 5 日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は，令和 2 年 2 月 19 日付けで，本件処分を不服として，行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により，広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

- (1) 別件で行っている「公開質問状」と「不服申立」に対し，回答・対応すべきとする審査・判断等を求める。
- (2) 本件処分 1 に係る自己情報部分開示決定通知書における「開示しない部分及びその理由」については，無効であり不当・不正・不法であり全部公開とする審査・判断を求める。
- (3) 本件処分 2 から本件処分 8 までに係る自己情報不存在通知書における「保有個人情報を保有していない理由」については，無効であり不当・不正・不法であるとする審査・判断を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が，審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は，おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は，突然の反則金支払いの督促の理由に対して，「どのような内容の通報であったか」の疑念も晴らせず，「運転を妨害していない」と主張しても聞き入れられず，「安倍政権ヨ違憲・イケン！」とする政治的掲示物だからではないか，などと反論した。それらに対して回答もなく対応も適切でなかった。さらに明確な判断基準・法的根拠も示さないのので，理解と納得がで

きない政治的弾圧での反則金支払いは、不当・不正・不法であるとする審査を求める。

(2) 「部分開示」「不存在」とするそれぞれの理由については、判断基準が不明確で故意的・過失的な作為あるいは不作為が入り込む余地を多分に内在させているとみる。しかも情報公開制度の本来的意義である県民・住民に向けての日本国憲法（以下「憲法」という。）の規定にある「知る権利」あるいは「情報へのアクセス権」を保障しようとする行政行為には及ばず、正しい情報の提供と適切な対応等をなし得ていないとみる。ゆえに警察行政に対する不信・疑念・疑惑を増幅させる結果となっているので、請求人・県民・住民に向けて理解と納得できる適正な法的根拠・判断基準の下で、厳正な手続と方法・手順による真っ当な解釈・判断をもって審査を求める。

(3) 本件処分1の「開示しない部分及びその理由」における「開示しない部分」の「不開示理由」において、(一)「開示請求者以外の者から収集した個人情報であり」、(二)「当該情報は、開示請求者以外の特定の個人が識別され」、(三)「又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該個人の権利利益が損なわれるおそれがあるものであり」、(四)「かつ、条例第14条第3号ただし書に該当しないため」としている。その中の(一)については「個人情報」を消し、(二)については「識別され」ないようにして、(三)については「当該個人の権利利益」を保障し、(四)については「ただし書に該当する」とする解釈・判断を持つての審査を求める。

審査請求人が本当に知りたい情報は、どのような通報・契機に基づく初動体制なのか、などであり、通報した人への個人情報等あるいは警察署の個人情報・任務状況等（プライバシーに係る情報）を知りたくもないし、知る必要もない。

条例第14条第3号ただし書口について、実施機関は、110番通報を行った第三者の利益が、審査請求人よりどのように上回るかを明らかにすべきである。

(4) 本件処分2について、「政治的な掲示物」・「首相・安倍晋三ヨ違憲・イケン」とする「政治的な掲示物だから問題にした」としても証拠も根拠もなく証明できなくても道路交通法（昭和35年

法律第105号) 違反事件として取り上げることでもでき、逆に「政治的な掲示物でないから問題にしない」・商売上の宣伝掲示物なら同法違反として取り上げないこともあり得る、などと故意に証拠もあげず過失で証明もしないこともできる。このように、都合のよい取締りができるゆえに、公平・公正に欠け無効であり不当・不正・不法であるとする解釈・判断による審査を求める。

運転する者が「視野の妨げになっていない」と何度言っても冷静に聞こうともせず、交通反則であることを前提とする潜在意識と予断・偏見がある。当該違反は、掲示物の内容に作用されるものではないと言い切れる証拠は何もない。

- (5) 本件処分3について、運転していた請求人がいくら「交通妨害ではない」と力説しても一方的・無理矢理に「交通妨害である」としたことに理解と納得ができない。一方、廿日市警察署は見逃していた。「フロント前の掲示物なら縦何センチ以上、横何センチ以上なら交通妨害に当たるか」を証明できる根拠の分かる判断基準を示さずに反則金を支払わなければならない、などの不合理・不条理・不法理であるとする解釈・判断での審査を求める。

段ボールはフロントガラスにぴったりと張り付けたのではなく、斜めに置いたものであるから障害・妨害の範囲は狭いことになり、実施機関による弁明の事実とは異なる。請求の対象とした行政文書が不存在であれば、拡大解釈あるいは自由裁量の余地が入る。

- (6) 本件処分4について、取締りをなし反則金を負担させるのに、あまりにもアバウトであり杜撰ではないか。6,000円を負担させるからには厳正で厳格な判断基準及び規定・規程等があるべきで、不可解・不愉快かつ不条理・不法理であるとする解釈・判断による審査を求める。

現場の警察官が道路交通法第55条第2項に違反すると判断したことが「絶体に正しい」とする見方・捉え方・解釈の仕方に基づく一方的な判断でしかない。

- (7) 本件処分5について、それぞれの所管において、それぞれがバラバラな対応・交通取締りをすることになると、「運が悪かった」「この管内は厳しい」「ここでは誰かに頼める」などと、感情の赴くまま誤魔化し人によっては対応を違える、例えば〇〇〇議員の運転手への走行教唆などを放置させるなどと、不満・不

信かつ疑念・疑惑などが渦巻き不公正・不公平・不法理であると
する解釈・判断による審査を求める。

呉警察署管内のパトカーに乗った交通違反取締警察官の直接的
な目撃ではなく、通報の内容によるもので、潜在意識を呼び起こ
し予断と偏見による検挙・取調べの入る余地があり、政治的問題
とする対処に陥る場合もあるのではないか。

- (8) 本件処分6について、いみじくも取締りに当たった警察官の一
人が「私たちは警護などで首相を守る立場にある」とした旨の言
説をなした。いざとなれば「首相ら要人・権力側の人間を守り、
請求人・県民・住民の生命・身体・精神・生活・財産あるいは幸
福追求権そして平和的生存権を保障しない立場にある」ことを明
言していることになり、この道路交通法違反の当てはめにおいて、
憲法あるいは警察法（昭和29年法律第162号）などとの整合性・
論理性・法理性がないとする解釈・判断による審査を求める。
- (9) 本件処分7について、7人もの取締りで権力を濫用した弾圧・
抑圧・制裁・処分で、公金使用の無駄・無理・無体・無法である
とする審査を求める。

「なぜ7人もの警察官による検挙・取調べなのか」の説明責任
を果たしていない。「事案に対応」あるいは「管轄の警察署の判
断」として人数を何人でも増員することができ、この「事案に対
応」、「管轄の警察署の判断」で特別な警戒をしての7人であっ
たのではないか。

- (10) 本件処分8について、一般的な取締りにおいては、かつてこの
ような検分にあったことはなく、予断と偏見による政治的揭示物
に起因し、「作成又は取得していない」のに、かつての弾圧法・
治安維持法の適用による誤った歴史を繰り返す弾圧・検閲・取締
り・違法に当たるとする解釈・判断のもとでの審査を求める。

車両内の搜索をできるのには、「どのような事由と場合である
のか」、「この事案にどのような当てはめをしたか」などの疑念
は残る。警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第2条にお
いて、どの条文規定を当てたか、なぜその規定を当てはめたかな
どとする根拠・理由が判然としない。

第4 実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書によると、実施機関が本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 事案の経過

(1) 開示請求

審査請求人は、令和2年1月6日付けで、「情報公開請求・個人情報開示請求」と題する書面を、広島県警察情報公開センター宛てに郵送し、実施機関は、同センターにおいて、令和2年1月8日に当該書面を受理した。

(2) 請求内容の補正

審査請求人から郵送された文書内に記載された請求事項のほとんどは、審査請求人が道路交通法違反として検挙された事案に関して、行政文書開示請求又は自己情報開示請求を行っているとは判断できたが、自己情報開示請求を行うのに必要な本人確認書類の添付はなかった。

しかし、全ての請求事項を、何人でも行える行政文書開示請求と捉えると、審査請求人に関する行政文書であったとしても、当該文書が存在するか否かを答えるだけで、特定人についての交通違反事実の有無を答えることとなり、広島県情報公開条例第10条第2項に規定する不開示情報を開示することとなるため、同条例第13条の規定により、対象行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する結果となる。

よって、審査請求人の道路交通法違反に関する請求事項については、自己情報開示請求とする記載例を示し、令和2年1月14日付けの補正書を審査請求人に郵送した。

その結果、審査請求人は、新たな令和2年1月28日付けの自己情報開示請求書により、上記第2の1(1)から(8)までに関して自己情報開示請求とする補正を行った。

(3) 本件請求に係る保有個人情報の前提となる事実

令和〇年〇月〇日に、呉警察署管内で「フロントガラスに新聞を貼付した車が走っており危険である」との110番通報（以下「本件通報」という。）に基づき、検索にあたっていた警察官が、広島市西区高須三丁目8番7号付近において、審査請求人が運転する車両を発見し、停車させたところ、審査請求人は、普通乗用

自動車のフロントガラスに縦54センチメートル，横44センチメートルの段ボール片を積載して運転していたことから，道路交通法第55条第2項に規定する「車両の運転者は，運転者の視野を妨げる状態で車両を運転してはならない」に違反（以下「本件違反」という。）をしているとして検挙したものである。

審査請求人は，本件違反について「納得できない。」と申し述べたことから，現場において供述調書を作成して，否認事件として処理している。

2 本件請求1に対する処分の内容等

(1) 対象文書の特定

本件請求1の対象となる保有個人情報に記載された行政文書として，本件対象文書を特定し，不開示部分を次のとおり特定し，本件処分1を行った。

ア 警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影

イ 入電時間欄

ウ 通報内容欄

エ 発生時間欄及び通報者欄のうち不開示とした部分

オ 処理件名欄

カ 記事欄のうち不開示とした部分

(2) 上記(1)のアからエまでの不開示理由

開示請求者以外の者から収集した個人情報であり，当該情報は，開示請求者以外の特定の個人が識別され，若しくは識別され得る，又は特定の個人を識別することはできないが，開示することにより，なお当該個人の権利利益が損なわれるおそれがあるものであり，かつ，条例第14条第3号ただし書に該当しないため不開示とした。

(3) 上記(1)のオ及びカの不開示理由

本件通報に係る事案に対する警察活動情報を記載しており，開示することとなると犯罪の予防及び捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあること，さらに警察の略語が記載されており，開示することとなると，警察事務の適正な支障を及ぼすおそれがあるため不開示とした。

3 本件請求2から本件請求8までに対する処分の内容等

(1) 本件請求2

上記1(3)のとおり、本件違反は、審査請求人が、視野の妨げになるような状態で自動車を運転していたことによる道路交通法違反として検挙したものであり、掲示物の内容に左右されるものではないことから、政治的な掲示物だから問題、あるいは問題ではないという行政文書は作成又は取得しておらず、条例第11条第3項の規定により、不存在とする本件処分2を行った。

(2) 本件請求3

上記1(3)のとおり、審査請求人は、縦54センチメートル、横44センチメートルの大きさの透過性のない段ボール片を縦83センチメートル、横130センチメートルの大きさのフロントガラスに積載していたことから、現場の警察官が、運転者の視野を妨げるような状態で車両を運転していたと判断したものであり、どのような大きさであれば「交通妨害である」とする判断基準が記載された、審査請求人の違反に関する行政文書は作成又は取得していないため、条例第11条第3項の規定により、不存在とする本件処分3を行った。

なお、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第21条及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「告示」という。）第183条が運転席の運転者の視野の基準を規定しており、これによれば、運転者が運転席において「自動車（定員10人以下の乗用又は車両総重量3.5トン以下の貨物車）の前面から2メートルの距離にある鉛直面、自動車の前面から2.3メートルの距離にある鉛直面、自動車の左側面から0.9メートルの距離にある鉛直面、自動車の右側面から0.7メートルの距離にある鉛直面に囲まれる範囲内にある、障害物（高さ1メートル、直径30センチメートルの円柱）の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。ただし、Aピラー、窓拭き器、後写鏡又はかじ取りハンドルにより確認が妨げられる場合にあってはこの限りではない。（1号）」としている。

(3) 本件請求4

警察は、上記1(3)のとおり、審査請求人が視野を妨げるよ

うな状態で車両を運転していたことから道路交通法として検挙したものであり、審査請求人が、検挙時に、本件違反について「納得できない。」と申し述べたことから、現場において「視野は妨害していると思わない。」などと主張する審査請求人の言い分を供述調書として作成している。

また、本件違反については、現場の警察官が道路交通法第55条第2項に違反すると判断し、切符処理を行い、その後、視野の妨害状況を再現するなど違反状況の確認を行っているものであり、絶対に取り締りは正しいなどと一方的に判断できる根拠等の行政文書は作成又は取得しておらず、条例第11条第3項の規定により、不存在とする本件処分4を行った。

(4) 本件請求5

上記1(3)のとおり、本件違反は、呉警察署管内で審査請求人の車両を目撃した者からの110番通報に基づき、車両を検索していた警察官が、広島西警察署管内で発見に至ったものであり、他の管内において発見されておれば、その場で検挙されることとなる。よって、他の管内では違反の対象とならないなどとする行政文書は作成又は取得していないため、条例第11条第3項の規定により、不存在とする本件処分5を行った。

(5) 本件請求6

上記1(3)のとおり、本件違反は、審査請求人が、視野の妨げになるような状態で自動車を運転していたことによる道路交通法違反として検挙したものであり、掲示物の内容に左右されるものではないことから、政治的問題と関わりのない処分である、なしを示す行政文書は作成又は取得しておらず、条例第11条第3項の規定により、不存在とする本件処分6を行った。

(6) 本件請求7

一般的に、事案に対応する警察官の人数は、事案に対応している警察官や管轄の警察署等の判断により決定されることとなる。

本件違反については、運転者の視野の妨げとなるような状態であることを立証するため、車両の見分が必要である上、否認事件であることから、通常切符作成のほかに供述調書を作成する必要もあり、現場において、必要な人数の警察官が対応にあたったものである。

そのため、7人もの警察官が取り囲む根拠やその対応等について、刑事的抑圧・社会的制裁による精神的打撃への緩和への配慮事項などが分かる行政文書は作成又は取得しておらず、条例第11条第3項の規定により、不存在とする本件処分7を行った。

(7) 本件請求8

車両内の捜索については、警察官職務執行法第2条に基づき行っており、その根拠について、審査請求人の違反に関する行政文書として作成又は取得していないことから、条例第11条第3項の規定により、不存在とする本件処分8を行った。

4 弁明の理由

(1) 本件処分1

本件請求1の対象となる警察署通信室処理票は、広島県警察の通信指令業務に関する訓令（平成10年広島県警察本部訓令第11号）第23条に基づき、110番事案情報を受理した場合に、当該事案についての処理結果等を記録するため、警察署等において印字出力する帳票であり、本件対象文書については、本件通報の事案を管轄する呉警察署地域課の通信指令業務を担当する職員が、同事案に係る取扱い状況等を記録したものである。

警察署通信室処理票は、「指令番号」、「入電時間」、「指令時間」、「扱者」、「通報件名」、「処理件名」、「発生時間」、「発生場所」、「通報内容」、「指令連絡・出動車両」、「通報者」、「本部連絡」、「打返」、「記事」、「事故防止指示」等の欄から構成されている。

ア 警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影（条例第14条第3号に該当）の不開示理由

警察官の氏名及び印影は、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であることから、これを開示することとなると当該個人の権利利益が損なわれるおそれがある。また、広島県警察では、慣行として警部以上の階級にある警察官の氏名を公にしているが、本件対象文書において不開示としているのは、全て警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影であり、条例第14条第3項ただし書イの「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当しない。

イ 入電時間欄（条例第14条第3号に該当）の不開示理由

入電時間欄は、警察が通報者から110番通報を受理した時間であり、当該情報は、開示請求者以外の特定の個人が識別され得る又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、条例第14条第3号ただし書に規定された情報ではない。

ウ 通報内容欄（条例第14条第3号に該当）の不開示理由

通報内容欄は、通報者が警察に110番通報をした際、通信指令業務を担当する職員が、通報者から聞き取った内容を記載しており、当該情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、条例第14条第3号ただし書に規定された情報ではない。

エ 発生時間欄のうち不開示とした部分（条例第14条第3号に該当）の不開示理由

発生時間欄は、通信指令業務を担当する職員が、通報者から本件通報に係る事案の発生時間を聞き取って記載したものであり、当該情報は、開示請求者以外の特定の個人が識別され得る又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、条例第14条第3号ただし書に規定された情報ではない。

オ 通報者欄のうち不開示とした部分（条例第14条第3号）の不開示理由

当該部分には、通報者の氏名、性別、通報者の区分、通報手段、通報電話番号、通報場所が記載されており、当該情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、条例第14条第3号ただし書に規定された情報ではない。

カ 処理件名欄（条例第14条第5号及び第7号に該当）の不開示理由

処理件名欄には、本件通報の事案の処理結果が警察略語を用

いて記載されており、開示することとなると、警察の捜査活動情報が分かり、犯罪の予防及び捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。さらに、警察の略語については、捜査上の秘密保持や事件関係者などのプライバシー保護などの観点から使用しており、これを開示することとなると、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

キ 記事欄のうち不開示とした部分（条例第14条第5号及び第7号に該当）の不開示理由

当該部分には、本件通報の事案の対応経過が警察略語を用いて記載されており、これを開示することとなると、警察の捜査活動情報が分かり、犯罪の予防及び捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。さらに、警察の略語については、捜査上の秘密保持や事件関係者などのプライバシー保護などの観点から使用しており、これを開示することとなると、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

（2）本件処分2から本件処分8まで

交通取締りは、道路交通法第1条に規定された「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資する」という同法の目的を実現するために行っており、警察法第2条に明記された警察の責務である。

上記第3のとおり、本件請求2から本件請求8までの対象となる保有個人情報の作成又は取得の事実がないため、不存在とした。

5 審査請求人の主張に対する弁明

（1）本件処分1

ア 上記第3の2（2）の主張について

本件処分1については、全て条例に基づき処理を行っており、不開示とした部分についても、上記4（1）で示した条例上の規定に基づいた理由によるものである。

イ 上記第3の2（3）の主張について

条例第14条第3号は、開示請求に係る保有個人情報の中に、開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれている場合において、この情報を開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、原則として第三者に関する

る情報は不開示とすることを定めたものである。

審査請求人が主張する、「(一)については『個人情報』を消し、(二)については『識別され』ないようにして、(三)については『当該個人の権利利益』を保障」した結果が、本件処分1として行った、上記4(1)の部分を黒塗りとする処分である。

また、審査請求人の申し述べる「(四)に係り『ただし書に該当する』」についてであるが、条例第14条第3号には、3つのただし書が規定されている。

まず、一つ目の同号ただし書イに規定された「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」である場合には開示することとなるが、通常、110番通報した場合に、通報者の個人情報が公にされることは想定しておらず、本件通報についても公にされているものではない。

次に、二つ目の同号ただし書ロに規定された「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については開示することとなるが、これは、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回る時には、当該情報を開示しなければならないことを定めたものである。本件請求1においては、110番通報を行った第三者の個人の権利利益よりも、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回るとは言えない。

最後に、三つ目の同号ただし書ハに規定されている「公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び職務の遂行の内容に係る部分」については開示することとなるが、本件処分1に係り、条例第14条第3号を理由として不開示とした部分については、110番通報を行った開示請求者以外の第三者の個人情報か、警察職員のうち警部補(同相当職)以下の職にある者の氏名及び印影のみであり、当該警察職員の氏名及び印影については、ただし書ハで規定された公務員等の職及び職務の

遂行の内容に係るものではない。

よって、条例第14条第3号を理由として不開示とした部分については、同号ただし書のイからロまでのいずれにも該当しておらず、不開示情報である。

(2) 本件処分2

本件違反を検挙した理由は、上記1(3)のとおりであり、段ボール片に記載されていた内容については、本件違反と何ら関わりがないため、掲示物の内容を問擬することは失当である。

(3) 本件処分3

本件請求3の対象となる保有個人情報を不存在とした理由については上記3(2)のとおりであり、審査請求人の主張は本件処分3の判断を左右するものではない。

(4) 本件処分4

本件違反については、上記1(3)のとおり、道路交通法第55条第2項に違反するものとして検挙している。本件処分4を行った理由については、上記3(3)のとおりであり、審査請求人の主張は本件処分4の判断を左右するものではない。

(5) 本件処分5

交通取締りは、道路交通法等に基づき、現場の警察官の判断により行うもので、管轄警察署ごとにと取締りに差異を設けている事実はない。

本件処分5を行った理由については、上記3(4)のとおりであり、審査請求人の主張は本件処分5の判断を左右するものではない。

(6) 本件処分6

審査請求人の主張する警察官の言動の有無や意図については定かではないが、本件処分6を行った理由については、上記3(5)のとおりであり、掲示物の内容は本件違反と何ら関わりがなく、審査請求人の主張は失当であり、本件処分6の判断を左右するものではない。

(7) 本件処分7

本件違反に対し、7人の警察官が対応した理由は、上記3(6)のとおりであり、審査請求人の主張は本件処分7の判断を左右するものではない。

(8) 本件処分8

本件違反に伴う、車両内の捜索については、警察官職務執行法第2条に規定された職務質問に付随した所持品検査の一環として、審査請求人の承諾の基で実施しており、審査請求人の主張は本件処分8の判断を左右するものではない。

第5 審査会の判断

1 本件処分1の妥当性について

(1) 不開示情報の条例第14条第3号該当性について

ア 条例第14条第3号及び第15条第2項について

条例第14条第3号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であつて、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。なお、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文の不開示情報から除くこととしている。

また、条例第15条第2項は、「開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないも

のとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

イ 警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書の決裁欄のうち係長の欄等の印影並びに扱者欄及び出力者欄の氏名が不開示となっていた。

実施機関の職員の氏名及び印影については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人が識別されるものであるから、条例第14条第3号本文の不開示情報に該当することは明らかである。

次に、同号ただし書イの該当性について検討する。実施機関では慣行として警部以上の階級にある警察官の氏名を公にしているところ、本件対象文書において実施機関が不開示とした印影及び氏名は、全て警部補以下の階級にある警察官のものである。

このことから、不開示とされた実施機関の職員の氏名及び印影は、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

また、同号ただし書ハは、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分を例外的に開示することとするものであるから、実施機関の職員は公務員等ではあるものの、その氏名については、同号ただし書ハに該当しない。

したがって、不開示とされた実施機関の職員の氏名及び印影は、条例第14条第3号の不開示情報に該当するため、実施機関がこれらを不開示としたことは妥当である。

ウ 入電時間欄及び通報内容欄の部分並びに発生時間欄及び通報者欄のうち不開示とした部分について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、入電時間欄及び通報内容欄の部分並びに発生時間欄及び通報者欄のうち不開示とした部分は、本件通報に係る通報者（以下「本件通報者」という。）が、本件通報を行った際の情報であって、入電時間欄には本件通報者が110番通報した時間が、通報内容欄には本件通報者の氏名及び本件通報者が通報した内容が、発生時間欄のうち不開示とした部分には本件通報に係る事案の発生時間

が、通報者欄のうち不開示とした部分には本件通報者の氏名及び性別、本件通報に係る事案と本件通報者との関係、通報手段、通報電話番号並びに通報場所が記載されていた。

これらは、本件通報者の氏名が含まれた情報であることから、全体として、開示請求者以外の個人である本件通報者の個人に関する情報であって、本件通報者が識別されるもの（条例第14条第3号本文）に該当する。

そして、本件通報が本件通報者により行われたことや本件通報の具体的な内容は、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（同号ただし書イ）とは認められない。また、開示請求者を含む、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（同号ただし書ロ）とは認められない。さらに、本件通報者が、同号ただし書ハにいう公務員等に当たるかどうかは不明だが、本件通報は、公務員等の職務遂行に係るもの（同号ただし書ハ）とは認められない。

したがって、これらの不開示情報は、条例第14条第3号ただし書のいずれにも該当しない。

次に、条例第15条第2項による部分開示の可否について検討する。

まず、通報内容欄及び通報者欄にある本件通報者の氏名は、本件通報者を識別できる情報であるため、開示できない。

次に、入電時間欄の部分、発生時間欄のうち不開示とした部分並びに通報者欄のうち本件通報者の通報電話番号及び通報場所については、本件通報に係る事案の状況も踏まえれば、本件通報者が識別され、又は識別され得ることとなる記述等であると認められるから、開示できない。

一方、通報内容欄のうち本件通報者の氏名以外の部分並びに通報者欄のうち本件通報者の性別、本件通報に係る事案と本件通報者との関係及び通報手段については、これらの情報のみからは、本件通報者が識別され、又は識別され得ることとなる記述等であるとは認められない。

このうち、通報内容欄の記載内容は、本件通報者の発言内容であると捉えることができる。通常、110番通報をした者にとって、

通報時に話した内容については、知られたくない事柄であり、他者に対して開示されることはないという通報者の期待は、保護に値するものである。そうすると、当該記載内容を開示すると、本件通報者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

さらに、通報者欄のうち、本件通報者の性別、本件通報に係る事案と本件通報者との関係及び通報手段について検討する。本件対象文書は「警察署通信室処理票」であり、ここに記載される110番通報を行った者に関する情報については、通報者にとって、知られたくないと考えるのが一般的であるし、開示されないという通報者の期待は保護に値するものである。そうすると、これらの情報を開示すると、本件通報者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、入電時間欄及び通報内容欄の部分並びに発生時間欄及び通報者欄のうち不開示とした部分は、条例第14条第3号の不開示情報に該当するため、実施機関がこれらを不開示としたことは妥当である。

(2) 不開示情報の条例第14条第5号該当性について

ア 条例第14条第5号について

条例第14条第5号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。その場合、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、専門的、技術的判断を要するため、実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。

イ 記事欄のうち不開示とした部分及び処理件名欄の情報について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、記事欄のうち不開示とした部分及び処理件名欄には、本件通報に係る事案の処理結果及び対応経過が記載されていた。そして、これらが開示された場合、当該事案に関する捜査内容等が明らかになり、ひいては、警察の捜査活動情報が判明することとなるものと認められる。

したがって、これらの不開示情報は、犯罪の予防及び捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施

機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められるので、条例第14条第5号の不開示情報に該当し、同条第7号該当性を判断するまでもなく、これらを不開示とした実施機関の判断は妥当である。

2 本件処分2から本件処分8までの妥当性について

(1) 本件処分2について

本件請求2は、審査請求人が、本件違反に関し、「「政治的な掲示物だから問題にしている訳ではない」といえる論拠・根拠の分る公文書等」に関する保有個人情報の開示を請求しているものである。

これに対し実施機関は、本件違反は、審査請求人が視野の妨げになるような状態で自動車を運転したことによる道路交通法違反として検挙したものであり、掲示物の内容に左右されるものではないため、本件請求2の対象となる行政文書を作成又は取得していないと説明する。

本件違反に係る検挙の根拠となった道路交通法第55条第2項は、運転者の視野等を妨げる乗車又は積載の方法に関する規定であって、視野等を妨げるものが、政治的な意見を記載したものであるか否かは問われていない。

そうすると、上記の実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえず、実施機関が不存在を理由とする本件処分2を行ったことは妥当である。

(2) 本件処分3について

本件請求3は、審査請求人が、本件違反に関し、「「フロントの前に段ボールを積載」であるとして違反にしているが、どのような「縦」「横」の大きさであれば「交通妨害である」とする判断基準の分る資料等」に関する保有個人情報の開示を請求しているものである。

これに対し実施機関は、本件違反について、審査請求人が縦54センチメートル、横44センチメートルの大きさの透過性のない段ボール片を縦83センチメートル、横130センチメートルのフロントガラスに積載していたことから、運転者の視野を妨げるような状態で車両を運転していたと現場の警察官が判断し、道路交通

法第55条第2項違反としたものであり、本件請求3の対象となる行政文書を作成又は取得していないと説明する。

なお、実施機関は、運転者席の運転者の視野の基準を規定したものと、保安基準第21条及び告示第183条を引用している。

当審査会においてこれらの条項を確認したところ、運転者の視野等を妨げる物の大きさに関する規定もないことからすると、上記の実施機関の説明は不自然・不合理とまではいえない。

また、保安基準等そのものは、審査請求人に係る保有個人情報ではない。

したがって、実施機関が、不存在を理由とする本件処分3を行ったことは妥当である。

(3) 本件処分4について

本件請求4は、審査請求人が、本件違反に関し、「運転者本人がどのように『交通妨害をしていない』『運転には支障はない』などとして反論・訴えをしても、決して理解と納得をさせようとしない、その言い分を聞き入れない、絶対に取り締りは正しい、などと一方的・抑圧的に対応し判断・解釈できるとする根拠の分る資料等」に関する保有個人情報の開示を請求しているものである。

これに対し実施機関は、本件違反については、現場の警察官が道路交通法に違反すると判断し、切符処理を行い、その後、視野の妨害状況を再現するなど違反状況の確認を行っているものであり、本件請求4の対象となる行政文書を作成又は取得していないと説明する。

当審査会から実施機関に対して確認したところ、本件違反は、実施機関が道路交通法第55条第2項違反として検挙し、交通反則告知書の作成（道路交通法第126条）及び供述調書の作成（犯罪捜査規範第177条）を行っているということであり、これらは法令等に基づいた手続であると認められる。

そうすると、上記の実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえず、実施機関が不存在を理由とする本件処分4を行ったことは妥当である。

(4) 本件処分5について

本件請求5は、審査請求人が、本件違反に関し、「廿日市警察

署管内では同じものを掲げていても違反の対象にならなかった事案を、なぜ広島西警察署管内では違反になるのか、などとする不信・疑問・疑念を払拭できる資料等」に関する保有個人情報の開示を請求しているものである。

これに対し実施機関は、本件違反は、本件通報に基づき、車両を検索していた警察官が、広島西警察署管内で発見に至ったものであり、他の管内において発見されていれば、その場で検挙されることとなるものであり、本件請求5の対象となる行政文書を作成又は取得していないと説明する。

本件違反に係る検挙は、上記（3）で判断したとおり、法令に基づく手続に則ってなされていると認められ、警察署ごとにその基準が異なることは通常考えられない。

そうすると、上記の実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえず、実施機関が不存在を理由とする本件処分5を行ったことは妥当である。

（5）本件処分6について

本件請求6は、審査請求人が、本件違反に関し、「掲示物の内容、すなわち『首相・安倍晋三ヨ違憲・イケン』とした政治的問題と係りのない処分であることの分る資料等」に関する保有個人情報の開示を請求しているものである。

これに対し実施機関は、本件違反は、掲示物の内容に左右されるものではないことから、本件請求6の対象となる行政文書を作成又は取得していないと説明する。

本件違反に係る検挙は、上記（1）で判断したとおり、掲示物の内容とは関係ない。

そうすると、上記の実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえず、実施機関が不存在を理由とする本件処分6を行ったことは、妥当である。

（6）本件処分7について

本件請求7は、審査請求人が、本件違反に関し、「なぜ7人もの交通違反担当者が取り囲むことができるのか、その対応等に係り刑事的抑圧・社会的制裁による精神的打撃への緩和への配慮事項などの分る資料等」に関する保有個人情報の開示を請求しているものである。

これに対し実施機関は、本件違反については、運転者の視野を妨げるような状態であることを立証するため、車両の見分が必要である上、否認事件であることから、通常の切符作成の他に供述調書を作成する必要もあり、現場において、必要な人数の警察官が対応に当たったものであり、本件請求7の対象となる行政文書を作成又は取得していないと説明する。

一般的に、事案に対応する警察官の人数は、事案に対応している警察官や管轄の警察署等の判断により決定されることとなるという実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

また、実施機関によれば、県民への一般的な対応については、広島県警察職員の職務倫理の保持について（平成22年12月27日付け警察本部長通達）及び広島県警察職員服務規程（平成5年広島県警察本部訓令第3号）等に基づき執り行われているということであり、実施機関が、本件違反について、警察官の審査請求人への対応に関する行政文書を個別具体的に作成しているとは考えられない。

そうすると、上記の実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえ、実施機関が不存在を理由とする本件処分7を行ったことは妥当である。

（7）本件処分8について

本件請求8は、審査請求人が、本件違反に関し、「聴取が終わっても、車全体の隅から隅まで調べることができる論拠・根拠の分る資料等」に関する保有個人情報の開示を請求しているものである。

これに対し実施機関は、本件違反に伴う車両内の搜索は、警察官職務執行法第2条に規定された職務質問に付随した所持品検査の一環であることから、本件請求8の対象となる行政文書を作成又は取得していないと説明する。

所持品検査は、警察官職務執行法第2条に基づき行われるものであり、実施機関が、本件違反に伴う車両内の搜索に特化して、その実施の根拠等を記載した行政文書を作成していないことは、理解できる。

そうすると、上記の実施機関の説明は、不自然・不合理とはいえ、実施機関が、不存在を理由とする本件処分8を行ったこと

は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
2 . 7 . 8	・ 諮問を受けた。
3 . 1 . 26 (令和2年度第9回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
3 . 2 . 26 (令和2年度第10回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
3 . 3 . 18 (令和2年度第11回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
3 . 4 . 27 (令和3年度第1回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
3 . 5 . 31 (令和3年度第2回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
3 . 6 . 28 (令和3年度第3回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に關与した委員（50音順）

【第1部会】

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院准教授